

## 下川町の妊婦健康診査受診費助成について

## ①受診票による助成



## 【内容】

妊婦健診の平均的な回数である 14 回分について、受診票をお渡しします。

	回数	使用時期 助成金額	受診票の 種類	診査項目
妊 娠 届 出 時	第 1 回	第 8 週前後 助成 29,300 円	妊婦健診 超音波検査	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）、 血液検査（貧血、血糖、B 型肝炎抗原、C 型肝炎抗体、 梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体、血液型（ABO・Rh、 不規則抗体）、HIV 抗体、HTLV-1 抗体、トキソプラズ マ抗体）、子宮頸がん細胞診、性器クラミジア、細菌性 膣症、超音波検査
	第 2 回	第 12 週前後 助成 6,290 円	妊婦健診 超音波検査	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）、 超音波検査
	第 3 回	第 16 週前後 助成 990 円	妊婦健診	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）
	第 4 回	第 20 週前後 助成 6,290 円	妊婦健診 超音波検査	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）、 超音波検査
妊 娠 18 ～ 22 週 頃	第 5 回	第 24 週前後 助成 9,920 円	妊婦健診 超音波検査	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）、 血液検査（貧血、血糖）、超音波検査
	第 6 回	第 26 週前後 助成 6,290 円	妊婦健診 超音波検査	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）、 超音波検査
	第 7 回	第 28 週前後 助成 990 円	妊婦健診	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）
	第 8 回	第 30 週前後 助成 6,290 円	妊婦健診 超音波検査	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）、 超音波検査
妊 娠 28 ～ 31 週 頃	第 9 回	第 32 週前後 助成 990 円	妊婦健診	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）
	第 10 回	第 34 週前後 助成 8,390 円	妊婦健診 超音波検査	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）、 ノンストレステスト、超音波検査
	第 11 回	第 36 週前後 助成 11,820 円	妊婦健診 超音波検査	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）、 血液検査（貧血）、B 群溶血レンサ球菌（GBS）、超音波 検査
	第 12 回	第 37 週前後 助成 8,390 円	妊婦健診 超音波検査	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）、 ノンストレステスト、超音波検査
	第 13 回	第 38 週前後 助成 8,390 円	妊婦健診 超音波検査	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）、 ノンストレステスト、超音波検査
	第 14 回	第 39 週前後 助成 8,390 円	妊婦健診 超音波検査	問診、診察、血圧、体重、尿化学検査（尿蛋白、尿糖）、 ノンストレステスト、超音波検査

## 【使い方】

■妊娠届出時に第1～4回分をお渡しします。受診票は妊婦健診受診時に病院・助産所へ必ず提出してください。(受診票を出さないと提出するまで、料金を立て替えなければならない可能性があります。)

■第5～8回分は、妊娠18週以降にハピネスへ取りに来てください。

<持ち物>

- \* 母子健康手帳
- \* 赤ちゃんファイル
- \* 下川町子育て支援ハンドブック

国保の方は

\* マイナンバーがわかるもの  
(世帯主と出産される方の個人番号)



■第9～14回分は、妊娠28週以降にハピネスへ取りに来てください。

<持ち物>

- \* 母子健康手帳
- \* 赤ちゃんファイル
- \* 下川町子育て支援ハンドブック

★来られた時に健康・栄養相談も行います。

保健師・栄養士が不在のときもありますので、できれば来られる前にお電話で連絡していただくと助かります。

## ②受診票14回分以外に受診した妊婦健康診査の助成

### 【内容】

お渡しした妊婦一般健康診査受診票を使用できる妊婦健診(14回分)以外の妊婦健診でかかった料金を助成いたします。

※保険診療でお支払いされている場合は、助成対象外となりますのでご了承ください。

### 【助成の受け方】

■ハピネスの窓口で、申請書をだすことで助成が受けられます。

**必要なもの**は下記のとおりです。(申請書はハピネスにあります。)

- ① 該当する妊婦健康診査受診時の**領収書**
- ② 振込先となる妊婦さんご本人の銀行口座を教えてください。  
(なければご主人名義も可)

**銀行名・口座番号・口座名義**



■助成は、妊婦健診の最終受診日から数えて6か月以内に申請されたものが有効になります。6か月を過ぎると無効になりますので、早めに申請してください。

問い合わせ：総合福祉センター「ハピネス」内 TEL 4-3356  
保健福祉課 保健係